

はじめに

日本の農作業事故による死亡者数は、昭和46年を100として、平成21年の408人、112.1%と毎年400人前後とほとんど減少していない。一方、労働災害は同じ46年を100として現在は平成21年度には19.4%にまで減少している。とくに危険業種といわれる建設業では、昭和46年の2,323人から平成21年には371人と16.0%まで減少している。

この違いは、労働災害の場合、雇用労働が中心であり、法的な規制の対象となっており、労災の発生件数はもちろんのこと、原因の究明、個別の改善勧告、さらには同じ業種に対する法的な網で一斉に規制され、徹底して事業主責任が追及され、各事業所において労働安全運動が組織的に行われている。

一方、農作業災害や農作業事故は、日本の農業そのものが圧倒的に個人労働、家族労働が中心であり、法規制の対象外となっており、一体、日本における農作業事故が何件発生しているかすら、今日把握されていない。まして、事故原因の究明もされず、その結果何を対策していいのかが分かっていない。このように、件数や事故原因が究明されていないため、事故の経験が農業機械の改良や安全対策に組織的に結びつくことが極めて少ない。

このため、労災での事故防止の有効な考え方、例えばリスクアセスメントの考えを導入しようにも、農作業事故の実態が把握されていないので何がリスクになっているのかも十分に分からず、さらにKY運動（危険予知運動）を行うにも、何が危険なのかも分かっていない。さらに、ヒヤリハットから事故防止をしようにも、農業自体が個人労働のため、事故がそれぞれの個人の情報となっていて、多くの農業者の共通の財産になっておらず、そのため、労災のごとく事業所ぐるみ、組織ぐるみの安全運動とはなり得ていない。

さらにヒューマンエラーを無くするのが労災防止の重要な観点の一つであるが、労災の対象者が60歳以下の就業年齢の者が中心であるのに対して、農業従事者は60歳以上、70歳以上で圧倒的多数を占めている。つまり、もともとエラーを起こしやすい年代の者が中心的に農作業を行っている。特にこれらの年代は、身体的な衰えのみならず、筋骨格系の疾患や内臓疾患など多くの身体的問題を抱え、さらに認知や判断力の低下した年代でもある。

もしヒューマンエラーを根本的に無くするためには、これらの年代の者に農作業をさせないのが最も近道である。しかし、そのことは現状の日本では、とりもなおさず「日本の農業はやめましょう」、と言うのに等しいことである。

このように、農作業事故の実態がよく分からないのであるが、全く農作業災害、農作業事故調査が行われてこなかった訳ではない。

平成12年度を調査年とし、全共連が日本農村医学会に委託した、農作業事故調査では、全国1道8県（北海道、岩手、埼玉、長野、富山、兵庫、愛媛、福岡、佐賀）の全共連の各県本部の生命共済、傷害共済の証書より農作業事故を抽出する方法で事故調査が行われ、その時収集された事故件数から、全国の農作業事故件数を推計すると、年間の事故発生件数は、約45,000件、死亡者数約450人であった。また、富山県農村医学研究会では昭和45年以来医療機関および共済データにより、また北海道の農作業安全運動推進本部では、昭和50年以来共済データにより事故情報を収集している。さらに、これまで日本農村医学会

等の関係機関が、長野県や秋田県、滋賀県、山口県、高知県などで断続的に事故情報の収集を行ってきた。

その結果、全国的に共通して多数事故が発生している農業機械や用具・手具があり、これらの上位5位までの機種などの事故で6割強が発生しており、これらの事故を集中的にたたくことにより、農作業事故を半減出来ることなどが明らかとなっている。さらに、事故が圧倒的に高齢者に集中して発生していることも明らかとなり、単に農作業事故防止の方策を考えるのではなく、高齢者中心の農作業事故防止をすすめるべきであることを明らかにしてきた。

また、事故の実際がいかに行っているについて、事故現場に直接出向いての調査、ケーススタディも富山県農村医学研究会や長野県の佐久総合病院をはじめ、全国の農業機械士協議会などが行っており、事故の直接、間接的原因究明が行われてきた。ただし、これらの調査は、一部地域に限定され、また調査方法も統一されておらず、また折角得られた情報が共有化されるず、必ずしも全国的な農作業安全運動に直結することがなかった。

今回、農林水産省の補助事業としての「農作業事故の対面調査」は、全国共通の調査方法で、全国さまざまな地域での事故について、ケーススタディ的に農作業事故調査を実施し、個別事例から今後の安全対策に直結出来る課題を見いだそうとする調査である。

調査において日本農村医学会の農機具災害特別プロジェクトの医師を含めたメンバーや生研センターなどの農業機械の専門家集団、さらには各地域の農業機械士協議会のメンバーによる調査協力を得て、多方面から事故を検討できる体制で行った。

さらに、調査を開始する前に、全国の調査担当者が一同に会して、調査の視点、方法の統一を図り、かついくつかの地域の調査には、直接専門家が調査指導に当たり、調査の視点の明確化を図った。調査では、受傷者本人、さらに死亡事例では遺族への聞き取り、さらに直接事故現場に出かけの現場検証を行った。また、調査終了時点で、全国の調査結果を各地域の調査担当者とおよび専門家も交え、2日間にわたり、各地域の事故の個別事例の詳細報告と問題点についてのディスカッションを行い、問題の洗い出しを行った。

このような、規模と内容の農作業事故調査は日本国内では初めてのことである。この成果により、労働災害防止での手法、例えばKY運動における「危険」が何かが浮き彫りにされ、労災と同様のレベルでの事故防止のスタートになれば幸いである。

なお、本報告書の構成は次のようである。

はじめに

第1章 経過と調査方法

第2章 調査結果の概要

第3章 調査結果から得られた問題と課題

個別報告：農機事故、農機外事故の種類別報告の順であり必要に応じて利用していただければ幸いである。

全国農業機械士協議会
会長 伊藤一栄